

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成29年度第4回 東村山市地域包括ケア推進協議会				
開催日時	平成29年12月7日(木) 午後7時00分～午後8時40分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 山路憲夫会長・鈴木博之会長職務代理・長島浩二委員・萩原明委員・筒井智恵美委員・森園文成委員・中島利通委員・葛野章委員・石橋歌子委員・戸部牧子委員・関愛委員・松田幸夫委員・池本昇委員・松原巖委員・大久保哲朗委員・水越久吉委員・永嶋昌樹委員</p> <p>(市事務局) 山口俊英健康福祉部長・河村克己健康福祉部次長・進藤岳史高齢介護課長・金野真輔課長補佐・岩崎盛明地域包括ケア推進係長・山岸光香権利擁護係長・小池秀征給付指導係長・鴨志田元子企画保険料係主任・花田一幸健康増進課長・江川裕美健康増進課長補佐・新井泰徳地域福祉推進課長・大塚知昭地域福祉推進課主査</p> <p>●欠席者：2名</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数	4人
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定の考え方について(諮問)</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 次期地域包括ケア推進計画(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)案について</p> <p>(2) 第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定について</p> <p>(3) 東村山市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について</p>				

	<p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>
問い合わせ先	<p>健康福祉部高齢介護課企画保険料係</p> <p>担当者名：金野</p> <p>電話番号：042-393-5111（代表）内線3133</p> <p>FAX番号：042-395-2131</p>
<p>会 議 経 過</p>	
<p>1. 開会</p> <p>2. 第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定の考え方について（諮問）</p> <p>○会長</p> <p>第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定の考え方について、諮問をしていただきたい。</p> <p>荒井副市長から山路会長へ諮問書を提出、補足説明する。</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）次期地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）案について</p> <p>資料2-1、2-2により、事務局より説明を行う。</p> <p>○会長</p> <p>事務局より、次期地域包括ケア推進計画案について説明があった。何かご意見、ご質問はあるか。</p> <p>○委員</p> <p>これまでの実績、今後の課題や方向性について、非常によく書かれている。</p> <p>地域包括ケア推進計画が高齢者の計画なので、高齢者が参加する、という視点が多い。例えば北部圏域において、子どもや若い世代との交流の取り組みの実績があるので、若い世代と関わることについての記述が入るとよいと思う。子どもが関わり、PTAの保護者、ボランティアの関わりがある。今までの取り組みを考え方として活かすとさらによいと思った。どこにどう</p>	

記載するかという具体的なところは難しいが、考え方として継続を期待したい。

○事務局

市内各地域において、子どもと高齢者が交流する事業、地域活動や、介護事業所と障害、保育の事業所が隣接する地域における合同イベントの実施など、様々な取り組みが行われている。高齢者にとって良い影響のあるものという認識である。

○委員

資料2-1の11ページ「地域住民が自ら体操のサークルを立ち上げる」とある。このサークル立ち上げの実績はどのくらいあるのか。

○事務局

体操サークルの立ち上げ支援を、元気アッププロジェクトとして行ってきた。この取り組みは、国のモデル事業に手を上げ、都と一緒にいった事業である。高知県などで住民の自主的な活動の立ち上げを側面的に支援する活動が活発に行われてきている。その取り組みについて国がノウハウを取りまとめ、各自治体に情報提供している。

当市で実績としては、本町で1か所、廻田・諏訪で1か所が、定期的な活動を開始している。支援内容としては、体操のDVDとテキストを作成、提供すること、活動の場に出向いて説明や運営支援をすること、などがある。また、元気アッププロジェクトの周知を介護予防大作戦等で説明しご紹介している。

○委員

資料2-2の10ページに高齢者虐待についての記載がある。子ども分野での虐待は聞いているが、高齢者の虐待というのは他市と比較して多いのか。

○事務局

残念ながら東村山市でも高齢者に対する虐待はある。他市との比較はないが、身体的虐待、ネグレクト等あり、事例に応じて対応している。

○委員

資料2-1の11ページ「元気アップガイドと称した介護予防事業の紹介冊子を作成し」、とあるが、前段に「地域住民との意識共有を図り、介護予防を広報するツールとして」とあるので、「元気アップガイドを作成し」でよいのではないかと。

資料2-1の16ページ「施設サービスは同水準で推移し、在宅・居住系サービスが伸びています。」とあり、その次に「近年、地域密着型サービス（在宅系サービスの（看護）小規模多機能型居宅介護や居住系サービスの認知症対応型共同生活介護）の整備を進め、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるためのサービスを充実してきた効果と考えられます。」

と来ている。地域密着型サービスが整備されたから在宅・居住系が伸びている、と読める。意味合いとしては、地域密着型サービスも含めて在宅系のサービスが充実してきたために、今までは施設系の利用しか選択できなかったかたが、在宅系サービスを利用しながら在宅生活ができるようになってきている、ということ表現しているのだと思う。書き方の工夫をしてほしい。

○会長

表現はご指摘のとおりだと思うので、適宜修正をお願いします。

○委員

資料2-1の26ページでフレイルに触れている。介護予防を充実させていくためにも、介護予防に対する市民の関心を高めなければいけない。フレイルのチェックを位置付けて、なおかつ地域住民にご協力いただいて仕組みを作っていくことは期待するところである。柏市での実績があり、西東京市でも始まっているので、うまくいくといいと思う。

○事務局

柏市、西東京市の手法をそのまま東村山市でも、ということ難しい面もある。日頃から介護予防について地域でお話する機会がある。が、市の職員が説明させていただいて本当に届いているのかな、と思うことがある。やはり高齢者が直接高齢者にお声掛けをしていただく仕組みがあることが望ましい。自らの気づきを得られる仕組みを作っていきたい。

○会長

東大飯島教授が進めるフレイルの取り組みは、柏、茅ヶ崎、29年4月から西東京市で、つい先日、国立市でもフレイルのサポーター養成講座が始まった。マニュアルがあり、フレイルチェックの仕方も身に着ければどんどん広がっていくという方式である。方式自体には地域性はないように思う。柏の1,800人に対して5年間に亘って、エビデンスを作り上げてきたやり方である。東村山市でもその手法を進めてもよいと思う。

○委員

医療と介護の連携に関する課題は医療・介護連携推進委員会で洗い出されているとのことだが、機会があれば協議会にも情報提供いただきたい。

○事務局

委員会で洗い出された課題について、次回提供する。27年8月以来、委員会を開催し議論してきた。大きな取り組みとしては、29年11月から介護事業者からの医療に関する相談に対応する在宅療養支援窓口を設置する。以前から地域包括支援センターが事業者の相談窓口となってきた。11月から正式に各地域包括支援センターに在宅療養支援窓口として位置付けると

ともに、三師会が在宅療養支援窓口のバックアップできる体制を整備した。

○会長

それでは、本日出された意見を踏まえ、第7期計画の案をまとめていただく。

(2) 第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定について

資料3、4、5-1、5-2により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局から今後の協議会の議題、保険料設定の流れ、そして給付実績と認定者数の推計について説明があった。次回、サービス利用量見込みや保険料の設定を議論し答申することになる。このことについてご意見、ご質問はあるか。

○委員

第1号被保険者の保険料基準額が第4期から第5期で約1,200円、第5期から第6期で約500円上がったと記憶している。第6期5,750円は都内でも高いほうかと思う。利用者数、給付費の伸び、また新聞報道では介護報酬の引き上げという報道があり、基金の取り崩しがあるとしても、保険料が上がる要素がある。

総合事業を充実できるか、介護予防で効果を出せるか、ということはポイントの1つだと思う。介護予防効果の見込み方ということについて、国から示された算定方法があるのか。

○事務局

予防効果の算定方法について国からの情報提供はなく、市の独自で見込むことになる。市において明確なエビデンスはなく、具体的な根拠を出すことは難しい。28年度から開始した総合事業の実績を見ながら、財政的な影響を推計する。

保険料の推移はおっしゃるとおりである。第6期は当市も含めて各市共通して、計画値を実績値が下回っている傾向にあり、各市で基金が積み残しているという状況は発生している。認定者数の増や報酬改定、将来的な影響も見据えて保険料を検討、設定していきたい。

○委員

特定施設入居者生活介護の給付費が28年度から29年度で上がっている。有料老人ホームが増えたということか。

○事務局

特定施設入居者生活介護というのは介護付き有料老人ホームのことである。市内での直近の

整備は 24 年度である。窓口において、市内から他市の有料老人ホームへの転出、また有料老人ホームを新設した事業者がご挨拶にお見えになる機会等から、他市において特定施設入居者生活介護が増え、そこに当市の被保険者が入居したと捉えている。

○会長

基金残高があるというが、保険料の算定に影響できるほどか。

○事務局

現在約 13 億円の基金残高がある。第 7 期に全額を取り崩せるわけではないが、安定運営に必要な額を残した上での取り崩しが可能と考えている。

○会長

保険料を上げなくて済むかどうか、どの程度抑制できるかは最終局面まで決められない。いつも 3 年区切りで議論するが、2025 年に向けてどうするかという中長期的な議論、視点も必要である。保険料の議論は、いわば予防効果を上げ、健康寿命を延ばし、保険料の抑制ができるのか、ということである。

○会長

それでは本日出された意見と今後の国の情報提供を踏まえて、サービス利用見込み、保険料を推計していただき、次回その内容を確認し答申内容を検討する。

(3) 東村山市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について

資料 6 により、事務局より説明を行う。

○会長

事務局から東村山市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例案について説明があった。このことについてご意見、ご質問はあるか。

○委員

居宅介護支援事業者の指定権限が都から市に移るということで、条例を作ったり、指定の手続きが変わったりということは理解している。研修は引き続き都が開催する形になるのか。

また、記録の保存の必要性は理解するところであるが、現場には書類が山のようにある。事業所のスペースが狭く書類の保管場所に困っている。例えば古いものはデータ保存のみでよい等、工夫ができるとありがたい。

○事務局

研修については確定ではないが、都で引き続き支援を予定と聞いている。すべて市に移るのではない。

書類の保存については、現時点では資料のとおりだが、保存方法の工夫は今後検討させていただく。

#### ○委員

ケアマネジメントの質を担保する意味で、居宅介護支援の利用者一人ひとりのファイルが厚くなってきている。保存年限2年が5年になると、保管スペース上は厳しいところがある。

指定に関して、30年4月に47事業所の見込みとのことだが、保険者が全事業所を4月に改めて指定するのか、みなしがあるのか。

#### ○事務局

現時点で更新時期を迎える事業所は通常通り都に申請していただく。30年4月には、都から市が指定申請書類等を引き継ぐので、各事業者が市に対してする指定申請をする必要はない。みなし指定となり、従来の指定期間が終了する時期に市に対して更新の手続きをすることになる。

#### ○会長

それでは、本日出された意見を踏まえ、条例案の策定を進めていただく。

#### 4. その他

会長より次回の地域包括ケア推進協議会を非公開にする提案および委員一同の賛成があった。

#### 5. 閉会